

# 業務委託基本契約書

合同会社 OMNIA（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託について以下の通り合意し、契約を締結するものとする。

## 第 1 条（目的）

本契約に定める条項は、甲乙間において現在締結され、または将来締結されることのある業務委託個別契約（以下個別契約という）の全てに適用されるものとする。

## 第 2 条（個別契約）

甲及び乙は、委託する業務の内容、業務委託料金、契約期間などの必要な諸条件について個別契約を締結するものとし、甲は乙に対し、締結の証として業務委託個別契約書（以下個別契約書という）を発行する。但し、個別契約に本契約と異なる条件を定めた場合は、個別契約が優先して適用されるものとする。

## 第 3 条（支払条件）

1. 甲乙間で発生する委託費用、紹介手数料、管理費その他の費用については別途個別業務毎に定める料金に従う。
2. 消費税については前項で定めた金額に対し、別途消費税相当額を加算する外税方式を採用する。
3. 前二項の金額の支払条件は、以下に記載するとおりとする。
4. 乙は毎月末日に実施完了した業務の代金を締め切り、翌月 5 営業日までに書面で甲に請求通知する。甲は、請求月の翌月末までに乙の指定する銀行口座に振込送金して支払うものとする。なお、振込手数料は料金を支払う側が負担する。ただし、個別契約書に別途定めがある場合はこの限りではない。
5. 乙は、前項に定める銀行口座を甲に対し予め届け出なければならない。口座変更の場合は遅滞なく変更の届け出をし、当該届け出の遅滞による支払いの遅延、支払い手数料の追加等の損害については乙の責任とし、甲は一切の責任を負わない。
6. 乙の業務が一部若しくは全部未完了、または請求内容に不備が有る場合には、支払いを中断、若しくは、拒絶することが出来る。
7. 甲の責めによらず作業が中止、若しくは、遂行不可能となった場合には甲は乙に対して支払いを中断することが出来る。

## 第 4 条（期限の利益の喪失）

次の各号の一に該当する場合には、甲は、甲乙間のすべての個別契約につき、当然に期限の利益を失い、残債務の全額を直ちに現金で支払いしなければならない。

- (1) 甲が乙に対する業務委託料金の支払い、その他の債務の履行を怠る等個別契約に違反し、乙からの是正催促にもかかわらず債務を履行しない場合。
- (2) 甲が他の債務の為、強制執行、保全処分、租税滞納処分等を受け若しくは破産、民事再生、会社更生、競売手続開始の申立をなし若しくは受けたりしたとき、または死亡若しくは解散したとき。
- (3) 甲が小切手若しくは手形の不渡りを 1 回でも発生させたとき。
- (4) その他甲の財産状態が悪化する等、甲の債務の履行を困難とする相当な事実があるとき。

## 第 5 条（機密保持）

1. 甲及び乙は本契約及び個別契約に関連して提供された情報及び本契約及び個別契約の履行に関して知得した甲及び乙に関する一切の情報（個人情報を含み、以下総称して「機密情

報」という)について、甲及び乙の承諾なく、本契約及び個別契約の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとする。

2. 乙は乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

3. 乙は、本契約が終了した場合又は甲から請求があった場合、甲の機密情報及びその複製品に関し、その指示に従い返却又は破棄するものとする。

#### 第 6 条 (再委託)

1. 乙は、甲の事前の承諾なくして、委託業務を第三者に再委託してはならないものとし、甲の事前の承諾を得た際は、乙の自己の責任と費用により再委託する。

2. 乙が前項に定める承認を得て再委託をなす場合においても、再委託先に対して本契約に定める義務と同等以上の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

3. 甲は、第 1 項に定める承認を合理的な理由に基づき、かつ乙に対して 30 日前までに書面で通知することにより撤回できるものとする。

#### 第 7 条 (契約の変更)

1. 甲及び乙は必要あるときは協議の上、個別契約の一部を変更することが出来る。

2. 甲は乙の作業員のうちで依頼作業に不相当と判断する者については乙に対して交代請求出来る。

3. 前項の場合、特に不良と判断する者については乙に対して依頼する業務に対する使用を禁止することが出来る。

#### 第 8 条 (費用負担)

乙は、本件業務の実施に際し、次の各号に掲げる費用を負担する。但し、当該費用が高額になる場合、あらかじめ甲乙協議の上、その負担者及び負担割合を取り決めることができる。

(1) 本件業務の実施場所までの交通費

(2) 通信費、食費、衣料品費、事務経費

(3) その他個別業務を実施する上で必要な経費

#### 第 9 条 (報告義務)

1. 乙は、甲の請求があるときには、口頭又は書面にて、遅滞なく本件業務の実施状況を報告しなければならない。

2. 乙は、本件業務の実施に支障を生じるおそれのある事実を知った場合、その帰責の如何にかかわらず、当該事実を直ちに甲に報告し、今後の対応について、甲と協議を行うものとする。

3. 甲又は乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、かつ事前に書面にて相手側に報告するものとする。

①商号、定款、代表者、資本金、本店所在地、住所または通知先に変更があった場合

②株主その他の資本構成に重大な変更があった場合

#### 第 10 条 (守秘義務)

1. 甲及び乙は、有形無形を問わず、本件契約に基づき知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密(以下「秘密情報」という)を自己の責任による適正な管理のもと秘密として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なく外部に持ち出し、又は第三者に開示・漏洩してはならず、若しくは、本件業務の遂行目的以外に利用してはならない。但し、自己の役員及び従業員(以下「役職員」という。)、又は、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに開示する場合、若しくは、法令に基づく、当局の要請にしたがって開示する場合はこの限りではない。

2. 前項にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する情報については、秘密情報には該当しないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示する側の責めによらずして公知となった情報
- (2) 開示を行った時点で既に保有している情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 秘密情報によらずして独自に開発した情報

3. 甲及び乙は、本条に定める義務を本件契約の履行に関わる自己の役職員に遵守させなければならない、自己の役職員がこれに違反して相手方又は第三者に損害を与えた場合は、その責を負う。

4. 甲及び乙は、本件契約の履行に必要な範囲で相手方の許可を得た場合を除き、秘密情報を複製してはならない。

#### 第 11 条（個人情報の保護・管理）

1. 本契約において、個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、名称、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）及び個人識別符号が含まれるものをいう。

2. 甲及び乙は、本件契約に関して、相手方から取得した個人情報（乙に関しては、個別業務の遂行に際し、甲の取引先その他の第三者から知り得た個人情報を含む。以下同じ。）を秘密として取り扱い、善良な管理者としての注意をもって保管及び管理し、本件契約に基づく本件業務遂行の目的以外に一切使用してはならず、また本件契約及び本件業務遂行に必要な範囲を超えて個人情報にアクセスし、又は使用してはならない。

3. 甲及び乙は、個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

4. 甲及び乙は、個人情報保護法その他個人情報に関する関係法令、通達、ガイドライン等を遵守しなければならない。

5. 乙は、本条に定める義務を乙従業員に遵守させる義務を負うものとする。

6. 乙が第 6 条に基づき、第三者に個別業務の全部又は一部を再委託する場合、再委託先に対しても、本条と同等の義務を負わせるものとする。

#### 第 12 条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、委託契約を履行するにあたって相手方に損害を与えた場合及び本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に発生した直接かつ通常生ずべき損害を甲乙の話し合いの元、甲及び乙は相手方に賠償しなければならないものとする。

2. 乙の支障により業務遂行が不可能になった場合、個別契約で定めた当該業務によって甲が得られるはずであった報酬金額分の損害が甲に発生したものと見なし甲の見込める注文書や案件を元に算出し同額の賠償を行う。

3. 乙が甲から受けた委託業務が、甲の過失により中止・遂行不可能となった場合には、甲は乙に対して最低基本料金として別途個別契約で定める費用を支払う。

4. 乙の責めにより作業が中止・遂行不可能となった場合には、乙は自己の責任により作業を完了しなければならない。但し、このことは甲の損害賠償請求を妨げない。

#### 第 13 条（作業員及び従業員の引き抜きの禁止）

1. 甲及び乙は、相手方の承諾なく、相手方、相手方と業務委託契約を締結した会社または相手方が別表において指定した関連会社の雇用する従業員（以下『相手方などの従業員』という。）に対し、自社若しくは他社への転職又は起業を勧誘・相手方等の従業員又は相手方等の従業員が役員を務める会社と雇用契約、業務委託契約又はこれに類する契約を結んではならない。

2. 甲及び乙が前項に違反した場合には、相手方に対し前項の行為の対象となった相手方等の従業員1人につき最大で違約金200万円を支払う。ただし、双方で事前に協議、覚書等で個別に取り決めを交わした場合にはその限りではない。

#### 第14条（紹介取引先との競業禁止）

1. 乙は、相手方により紹介を受けた取引先との間で、相手方の承諾を得ずに、本契約または個別契約と同等ないし類似の委託業務に関する取引を行ってはならない。

ただし、本契約締結以前から乙と取引関係にある会社については、この限りではない。

2. 前項に違反した場合、乙は、当該行為が故意に行われた場合に限り、相手方に生じた直接かつ通常生ずべき損害の範囲で、実際に発生した損害額を上限として賠償するものとする。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自己及びその特別利害関係人（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらのものにより発行済株式の過半数が所有されている会社並びに関連会社及びその役員をいうものとする）、取引先等が次の各号に違背しないことを表明し、保証する。

(1) 反社会勢力暴力団、暴力団員など暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう）ではないこと

(2) 資金提供もしくはそれに準じる行為を通じて、反社会勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと

(3) 自己及びその特別利害関係人、取引先等が反社会勢力と交流をもっていないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと

(5) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲及び乙は、相手方（第2号については、相手方及びその特別利害関係人、取引先等）が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 前項の表明・保証に違反する事実が判明したとき

(2) 本契約締結後に、反社会勢力となり、資金提供もしくはそれに準じる行為を通じて反社会勢力の維持、運営に協力又は関与し、もしくは反社会勢力と交流をもったとき

(3) 前項第4号の確約に反し契約したことが判明したとき

(4) 前項第5号の確約に反する行為をしたとき

3. 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

#### 第16条（有効期間）

1. 契約の有効期間は、本契約の有効締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知のないかぎり引き続き同一条件で同期間自動更新し、以後も同様とする。

2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された個別契約については、本契約が個別契約の有効期間中適用されるものとする。

#### 第17条（中途解約）

甲及び乙は、本契約の有効期間中といえども、甲及び乙が協議の上、解約希望日の1ヶ月前までに書面（電子メール等の電子媒体も含む）で相手方に通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる。

#### 第18条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号に掲げる事由の一に該当した場合は、何ら通知催告を要することなく、直ちに本件契約を解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求できるものとする。

- (1) 本件契約その他の甲乙間の契約に違反したとき
- (2) 手形交換所から不渡り報告又は取引停止処分を受けたとき
- (3) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、又は租税公課の滞納処分等を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く）
- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算等の各開始の申立てがあったとき
- (6) 資本を減少し、又は営業の廃止、もしくは変更、解散の決議をしたとき
- (7) 監督官庁から営業の取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- (8) 財産状態が著しく悪化するなど、本契約の履行が困難であると認められるとき
- (9) 相手方の所在が不明となり、相手方に送付した通知等が届出の住所地に到達しなくなったとき
- (10) 民法542条第1項各号及び2項各号に掲げる場合
- (11) その他前各号に準ずる事態が生じたとき

#### 第 19 条（存続条項）

本件契約が、有効期間満了、中途解約、解除、失効等により終了した後も、第10条（守秘義務）、第11条（個人情報保護管理）、第15条（反社会的勢力の排除）、本条（存続条項）から第21条（協議事項）までの定めは、有効に存続するものとする。

#### 第 20 条（合意管轄・準拠法）

本契約及び個別契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、原告側の本店または支店を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、本契約は日本法を準拠法として解釈される。

#### 第 21 条（協議事項）

本契約の各条項に疑義が生じ、又は本契約に定めない事項については、甲乙協議し円滑に解決すべきものとする。

以上契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者各自記名捺印の上、各 1 通宛これを保有する。

(甲) 合同会社 OMNIA  
埼玉県川口市本町 4-6-10-1001  
スカイスクエア川口  
代表社員 松本 まゆみ

(乙)